

令和6年12月12日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者

谷 祐 治

青 山 三四郎

中 川 哲 也

林 ま り

伴 孝 昭

修正案の提出について

議案第148号 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和6年11月25日提出）の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正前	修正後
<p data-bbox="309 501 395 533">附 則</p> <p data-bbox="253 600 735 631">この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p data-bbox="898 501 984 533">附 則</p> <p data-bbox="855 548 1018 580"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="815 600 1353 631"><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="855 647 954 678"><u>（検討）</u></p> <p data-bbox="815 698 1372 920"><u>2 市長は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例による改正後の大津市コミュニティセンター条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

（提案理由）

公民館からコミュニティセンターへの移行期限が撤廃されることに伴い、今後、無期限に移行を目指し続けるのではなく、一定の期限を設けて状況を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずることを執行機関の義務として条例に明記するもの